

# 常滑武豊衛生組合職員の特殊勤務手当 に関する規則

平成10年7月21日

規則第4号

改正

平成18年 4月 4日規則第8号 平成26年 3月25日規則第1号

第1条 この規則は、常滑武豊衛生組合職員の給与に関する条例（昭和37年条例第13号）第22条の規定に基づき、特殊勤務手当（以下「手当」という。）の支給について必要な事項を定めるものとする。

第2条 職員が、別表の勤務内容に定める勤務に従事したときは、同表においてその勤務に対応する手当の額を支給する。

2 職員が別表の勤務内容に定める資格を取得し、主任技術者等として選任されたとき、手当を支給する。

3 職員が別表においてその勤務内容を異にする2以上に該当するときは、手当を併給することができる。ただし、技術手当の併給はしない。

4 職員が特殊手当のうち、常滑武豊衛生組合クリーンセンターに勤務した場合の日額の支給は、勤務時間が5時間を超えない場合は支給しない。ただし、勤務公署からの出張は勤務日とみなす。

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の手当の額は、2分の1の額とする。

（1）支給単位が月額で支給される場合にその月の勤務すべき日数の2分の1を超えて勤務しないとき。ただし、出張の場合は勤務日とみなす。

第4条 手当は、時間外勤務手当の支給方法に準じて支給する。

2 職員が別表に規定する勤務内容に該当するときには、特殊勤務実績簿（別記様式）に所要事項を記録し、これに基づいて手当が支給されるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成10年8月1日から施行する。

第2条 常滑武豊衛生組合職員の特殊勤務手当支給に関する規則（昭和49年常滑武豊衛生組合規則第1号）は、廃止する。

附 則（平成18年4月4日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成26年3月25日規則第1号）

(施行期日)

第1条 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の常滑武豊衛生組合職員の特殊勤務手当に関する規則別表木規定する特殊手当で常滑武豊衛生組合クリーンセンターに勤務した場合の日額の支給は、この規則の施行日以後の勤務日から平成29年3月31日までとし、平成29年4月1日以後は支給しない。

別記様式（第4条関係）

特殊勤務手当実績簿（ 年 月分）

年 月 日提出

場長	特殊勤務等 従事内容	勤務日 数等	基準額	認定額	氏名	支出 科目	処理

注 基準額は、別表の「手当の額」を記入すること

別表 (第2条関係)

名 称	勤 務 内 容 等	支給単位	支給額
特 殊 手 当	常滑武豊衛生組合クリーンセンターに勤務した場合	日 額	500 円
	年末年始(12月29日から1月3日)において、特に勤務を命ぜられた場合	管理者が別に定める額	
技 術 手 当 (資格又は免状を有し、主任技術者として選任された職員)	(ア) 一般廃棄物処理施設技術管理者(ごみ処理施設、最終処分場、破碎・リサイクル施設)	月 額	2,000 円
	(イ) 廃棄物焼却施設におけるダイオキシン類対策に係る作業指揮者	月 額	2,000 円
	(ウ) 危険物取扱者(甲種、乙種4類、乙種6類)及び保安監督者	月 額	2,000 円
	(エ) 公害防止管理者(大気、水質、騒音)	月 額	2,000 円
	(オ) 自家用電気工作物主任技術者	月 額	1,000 円
	(カ) ボイラー取扱作業主任者	月 額	1,000 円
	(キ) 第2種酸素欠乏危険作業主任者	月 額	1,000 円